
今月のテーマ 貯蔵品の処理方法と法人税・消費税の取り扱い

3月に決算を迎える法人は今月中に決算対策を実行する必要があります。利益を圧縮する目的で消耗品などをまとめ買いすることなどもあるかと思いますが、場合によっては全額が費用と認められないケースもありますので注意が必要です。今回は決算時における貯蔵品の処理方法と法人税・消費税の取り扱いについてご紹介いたします。

1. 貯蔵品として計上すべきもの

社内で使用するために購入した事務用消耗品や贈答用に取引先などに配布するプリペイドカードなどは、決算期末までに使用・消費(以下、使用等といいます。)したのものについてその年度の費用に計上されます。したがって、期末時点で残っているものは原則として、商品・製品等と同様に期末棚卸をして、貯蔵品として資産計上することによって費用から除かれます。

貯蔵品の一例	通信費・・・切手	交際費・・・プリペイドカード
	租税公課・・・収入印紙	広告宣伝費・・・チラシ、販促品
	消耗品費・・・コピー用紙、トナーカートリッジ、事務用品など	

2. 換金性が低い事務用消耗品等の取り扱い

上記の貯蔵品として計上すべきもののうち、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品などの比較的換金性が低い棚卸資産については、以下のように取り扱います。

① 法人税の取り扱い

原則として上記1のように使用等したのものについて費用に計上しますが、a.毎年おおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費するような棚卸資産について、b.每期継続して購入した日の属する年度の費用に全額費用にする、ことにより購入時に費用化することができ、棚卸作業を省略することができます。

② 消費税の取り扱い

法人税の取り扱いとは異なり、消費したかどうかにかかわらず、購入時に課税仕入れの処理を行います。

(上記の仕訳例) スティックのり1本108円を1,000本購入した。期末に棚卸をしたところ、200本が未使用だった。

【原則】				【特例】					
(購入時)	消耗品費	100,000	現金	108,000	(購入時)	消耗品費	100,000	現金	108,000
	仮払消費税等	8,000				仮払消費税等	8,000		
(期末時)	貯蔵品	20,000	消耗品費	20,000	(期末時)	なし			
(翌期首)	消費品費	20,000	貯蔵品	20,000	(翌期首)	なし			

3. 換金性が比較的容易な物品切手等の取り扱い

上記の貯蔵品として計上すべきもののうち、郵便切手や商品券、クオカードなどの物品切手などの比較的換金が容易な棚卸資産については、以下のように取り扱います。

① 法人税の取り扱い

原則として使用等したのものについて費用に計上します。上記2①のような特例はありません。

② 消費税の取り扱い

a 自社で使用するもの・・・自社で使用するものについては、法人税の取り扱いと同様、原則として使用等したのものについて課税仕入れに該当しますが、継続的に購入時に課税仕入れの処理を行った場合には、これが認められます。なお、収入印紙は消費税法上、課税仕入れに該当しません。

b 贈答用のもの・・・取引先等などに商品券やクオカードなどを贈るような贈答・配布用のものは、消費税法上購入時は非課税であるため、贈答・配布したとしても課税仕入れには該当しません。

(上記の仕訳例) 82円切手を1,000枚購入した。期末に棚卸をしたところ、200枚が未使用だった。

【原則】				【特例】					
(購入時)	消耗品費	75,926	現金	82,000	(購入時)	消耗品費	75,926	現金	82,000
	仮払消費税等	6,074				仮払消費税等	6,074		
(期末時)	貯蔵品	16,400	消耗品費	15,186	(期末時)	貯蔵品	15,186	消耗品費	15,186
			仮払消費税等	1,214					
(翌期首)	消費品費	15,186	貯蔵品	16,400	(翌期首)	消費品費	15,186	貯蔵品	15,186
	仮払消費税等	1,214							